

介護保険制度改正のポイント〈令和6年度〉

令和6年4月から

- 65歳以上の方の標準的な保険料段階が一部変わりました。

標準的な保険料の段階が13段階になりました。

また、第1段階から第3段階の方について、基準額に乗じる割合が変更となりました（8ページ参照）。

- 一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されます。

福祉用具については貸与により利用することが原則ですが、「固定用スロープ」「歩行器（歩行車を除く）」「単点杖（松葉杖を除く）」「多点杖」については、購入も選択することができるようになりました（20ページ参照）。

- 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者も介護予防ケアプランの作成ができるようになります。

介護予防ケアプランの作成は、これまでの地域包括支援センターに加え、区市町村から介護予防の支援の指定を受けた居宅介護支援事業所にも依頼できるようになります（6・13ページ参照）。

令和7年8月から

- 介護老人保健施設・介護医療院の多床室に、新たに室料負担が導入されます。

これまで室料負担がなかった一部の介護老人保健施設・介護医療院の多床室*に、新たに月額8千円相当の室料負担が導入されます。

*その他型・療養型の老健、Ⅱ型の介護医療院であって、居室面積が8㎡/人以上の場合に限る

